

## 第2章 こどもの貧困をめぐる状況

### 1. 国・県の状況

国では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年に施行されました。令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正が行われ、同年11月には「子供の貧困対策に関する大綱」が見直されました。

沖縄県においては、令和4年3月に「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）」が策定されました。

#### ①「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正のポイント

こどもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることを目的に明記されるとともに、基本理念に以下の3項目が明記されました。

また、市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務が課されました。

- こどもの年齢に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること。
- 各施策をこども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて、包括的かつ早期に講ずること。
- 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること。

#### ②「子供の貧困対策に関する大綱」見直しの改訂ポイント

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正を受け、「将来だけでなく現在にも焦点を当てる」との文言が目的に追加されるとともに、「子育てや貧困を家族のみの責任にしない」といった視点が新たに追加されています。

また、基本の方針として、新たに、支援が届かない、届きにくいこども・家庭とつながることが重要である旨が明記されています。

#### ③「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）」見直しのポイント

「子供の貧困対策に関する大綱」で示された基本的な方針を踏まえ、「1.ライフステージに応じたつながる仕組みの構築」、「2.ライフステージに応じた子どもへの支援」、「3.保護者への支援」、「4.雇用の質の改善等に向けた取組」の4項目において貧困の状況を把握し、施策の効果などを検証・評価するための指標を設定しています。

## 2. 統計からみる本市のこどもの状況

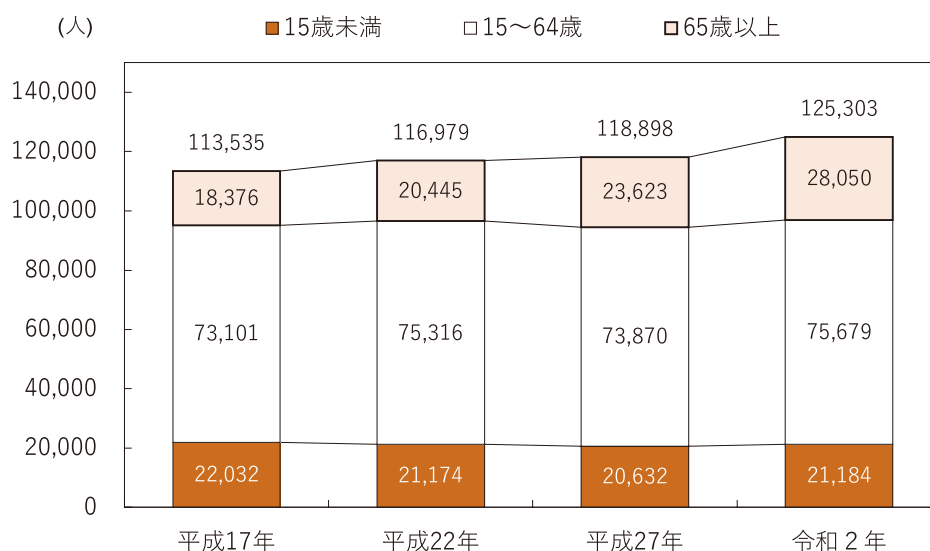
### (1) 人口の構造

平成17年以降、本市の人口は増加が続いており、令和2年10月1日時点の総人口は125,303人となっています。

人口を年齢別に3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）し、その内訳の推移をみると、15歳未満の人口は平成27年から令和2年にかけて増加しています。

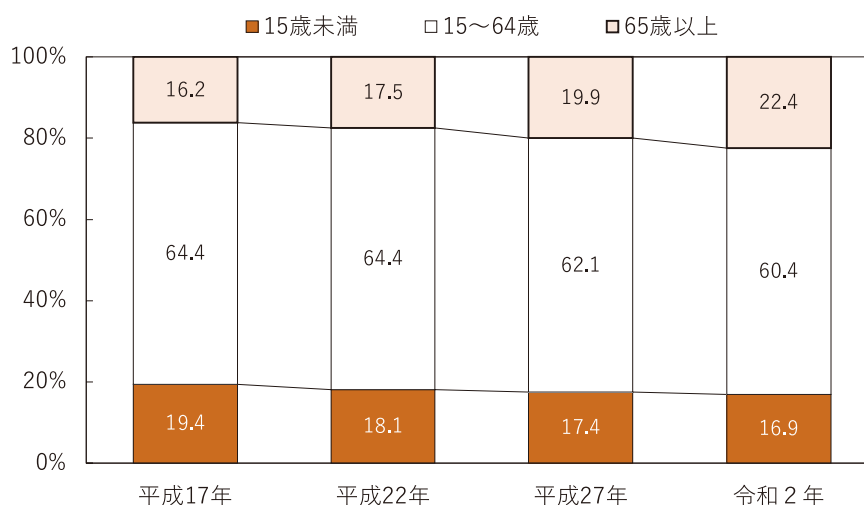
一方、年齢3区分別の人口割合の推移を見ると、65歳以上の人口割合は増加を続けており、高齢化が進行していることが分かります。

図表 1 年齢3区分人口の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）（※総人口には年齢不詳を含む。）

図表 2 年齢3区分人口割合の推移



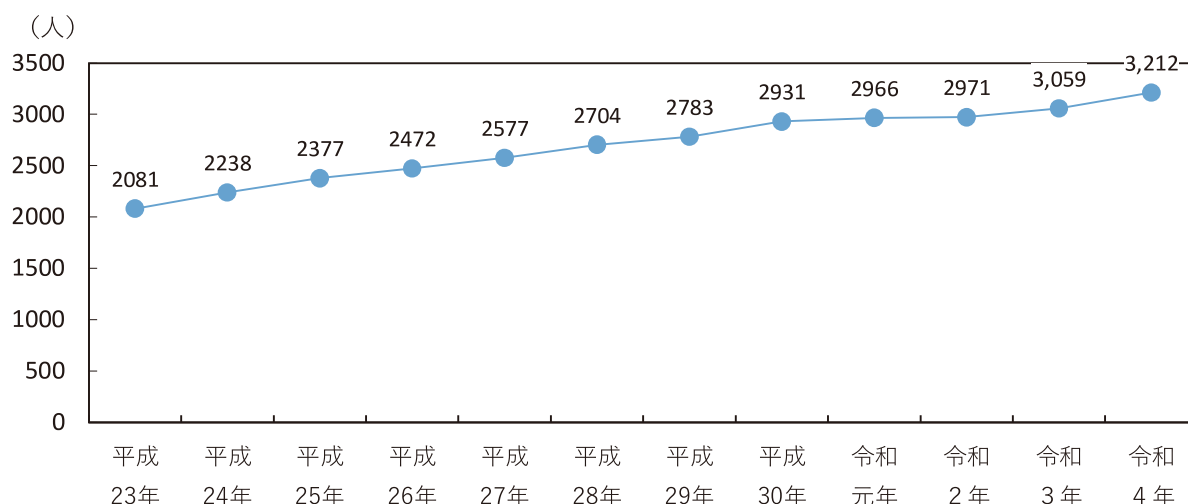
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

## (2) 生活保護の受給状況

本市の年平均生活保護人員の推移をみると、令和4年度には、年平均推移で被保護人員3,212人となっており、年々上昇傾向にあります。

また、うるま市管内行政区別保護率をみると令和5年3月の保護率は25.96%となっており、令和4年3月から0.99%増加しています。

図表 3 年平均生活保護人員の推移



図表 4 うるま市管内行政区別保護率（令和4年度、令和5年度）

| 行政区名  | 世帯数    | 人員      | 被保護者  |       | 令和5年<br>3月分 | 令和4年<br>3月分 |
|-------|--------|---------|-------|-------|-------------|-------------|
|       |        |         | 世帯数   | 人員    | 保護率<br>(%)  | 保護率<br>(%)  |
| 具志川地域 | 33,785 | 77,554  | 1,438 | 1,755 | 22.63       | 22.14       |
| 石川地域  | 11,482 | 24,255  | 485   | 605   | 24.94       | 23.37       |
| 勝連地域  | 5,805  | 12,750  | 398   | 476   | 37.33       | 33.82       |
| 与那城地域 | 5,291  | 11,464  | 235   | 294   | 25.65       | 27.08       |
| 施設    | —      | —       | 46    | 46    | —           | —           |
| 入院    | —      | —       | 96    | 96    | —           | —           |
| 合計    | 56,363 | 126,023 | 2,698 | 3,272 | 25.96       | 24.97       |

資料：福祉事務所概要（令和5年3月31日時点）

また、令和４年度の保護開始は415世帯であり、主な理由には、傷病に起因するものが182世帯で43.9%を占めています。

世帯類型別被保護世帯数をみると、高齢者世帯が61.1%（1,648世帯）と最も多く、母子世帯は2.9%（79世帯）となっています。

図表 5 保護の開始理由別状況

| 保護の開始理由別状況 |                   |         | 世帯  | 構成比（％） |
|------------|-------------------|---------|-----|--------|
| 傷病によるもの    |                   |         | 182 | 43.9   |
| 傷病によらないもの  | 働いていた者の死亡         |         | 1   | 0.2    |
|            | 働いていた者の離別等        |         | 9   | 2.2    |
|            | 働きによる収入<br>の減少・喪失 | 定年・失業   | 11  | 2.7    |
|            |                   | 老齢によるもの | 39  | 9.4    |
|            |                   | 失業不振・倒産 | 0   | 0.0    |
|            |                   | その他     | 16  | 3.9    |
|            | 要介護状態             |         | 37  | 8.9    |
|            | 社会保障給付金の減少・喪失     |         | 1   | 0.2    |
|            | 仕送りの減少・喪失         |         | 20  | 4.8    |
|            | 貯金等の減少・喪失         |         | 33  | 8.0    |
|            | その他               |         | 41  | 9.9    |
|            | 小計                |         | 208 | 50.1   |
| 転入         |                   |         | 25  | 6.0    |
| 交通事故（再掲）   |                   |         | 0   | 0.0    |
| 合 計        |                   |         | 415 | 100.0  |

資料：福祉事務所概要（令和５年３月３１日時点）

図表 6 世帯類型別被保護世帯数

| 区分      | 実数（世帯） | 構成比（%） |
|---------|--------|--------|
| 総数      | 2,698  | 100.0  |
| 高齢者世帯   | 1,648  | 61.1   |
| 母子世帯    | 79     | 2.9    |
| 傷病障害者世帯 | 801    | 29.7   |
| その他世帯   | 170    | 6.3    |

資料：福祉事務所概要（令和４年３月３１日時点）

### (3) 児童扶養手当受給者等の状況

児童扶養手当受給者数は令和5年3月末時点で2,188世帯となっています。受給事由別の受給者数の内訳は、離婚が1,768件と全体の8割以上を占めています。

図表 7 令和4年度児童扶養手当受給者状況

| 事由別  | 離婚    | 死別 | 障害 | 遺棄 | 未婚  | 保護命令 | その他 | 計     |
|------|-------|----|----|----|-----|------|-----|-------|
| 受給者数 | 1,768 | 15 | 29 | 4  | 253 | 1    | 118 | 2,188 |

資料：福祉事務所概要（令和5年3月末時点）

### (4) 生活困窮者自立支援事業の実施状況

生活困窮者の自立支援のため、本市では、「うるま市就職・生活支援 パーソナル・サポート・センター」を設置し、自立相談支援事業を実施しています。相談支援員が生活での困りごとや不安を抱えた方の相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランの作成、必要なサービスや制度利用へのつなぎ、関係機関への同行、また、必要に応じてアウトリーチで相談に応じるなど、寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。

令和4年度の自立相談支援事業の新規相談件数は424件で、うち支援プラン作成件数は198件、就労支援対象者は107件となっています。

図表 8 生活困窮者自立支援事業の実績（件）

|                      |                  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------|------------------|-------|-------|-------|
| 新規相談件数（総数）           |                  | 1,464 | 1,288 | 424   |
| プラン作成者数（総数）          |                  | 157   | 137   | 198   |
| 就労支援対象者              |                  | 137   | 90    | 107   |
| 法に基づ<br>く事業等<br>利用件数 | 住居確保給付金          | 51    | 20    | 250   |
|                      | 一時生活支援事業         | 8     | 3     | 7     |
|                      | 就労準備支援事業         | 10    | 7     | 10    |
|                      | 家計改善支援事業         | —     | 30    | 35    |
|                      | 自立相談支援による就労      | 131   | 95    | 116   |
| その他                  | 生活福祉資金等による貸付※    | 24    | 12    | 8     |
|                      | 生活保護自給者等就労自立促進事業 | 82    | 46    | 45    |

※令和2年度及び3年度はコロナ特例貸付に係る相談を含む。

資料：福祉事務所概要（各年3月末時点）

## （５）母子家庭等自立支援事業の実施状況

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、母子家庭等自立支援事業を実施しています。

雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、終了した場合、経費の60％（1万2千円以上で20万円を上限）が支給されます。

令和4年度の自立支援教育訓練給付金の支給件数は2件で、支給額は229,426円です。

図表 9 母子家庭等自立支援事業による支給件数及び支給総額

| 区 分               | 令和2年度   | 令和3年度  | 令和4年度   |
|-------------------|---------|--------|---------|
| 自立支援教育訓練給付金（支給件数） | 6       | 1      | 2       |
| 支給額（円）            | 229,881 | 47,401 | 229,426 |

資料：福祉事務所概要（各年度末時点）

## （６）母子家庭等日常生活支援事業の実施状況

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が、修学や病気等で、日常生活を営む上で一時的に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育サービスを提供する事業です。

令和4年度末時点の登録者数は63名です。

図表 10 母子家庭等日常生活支援事業登録者数

| 区 分     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 登録者数（人） | 23    | 63    | 63    |

資料：福祉事務所概要（各年度末時点）

## (7) ひとり親家庭生活支援モデル事業「うるはし」の実施状況

さまざまな課題を抱えているひとり親家庭（児童扶養手当受給者）に対して住宅支援を行うとともに、コーディネーターによる生活支援や就労支援など自立に向けた総合支援を行います。

令和4年度の新規決定世帯数は6世帯となっています。

図表 11 ひとり親家庭生活支援モデル事業利用状況

| 区 分   | 令和2年度 |    | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    |
|-------|-------|----|-------|----|-------|----|
|       | 世帯数   | 人数 | 世帯数   | 人数 | 世帯数   | 人数 |
| 継続支援  | 11    | 35 | 5     | 14 | 3     | 6  |
| 新規決定  | 5     | 16 | 3     | 6  | 6     | 16 |
| 支援終了  | 11    | 35 | 5     | 14 | 3     | 6  |
| 年度末支援 | 5     | 14 | 4     | 9  | 6     | 16 |

資料：福祉事務所概要

### 3. こどもの貧困対策に関連する本市の事業

#### (1) 居場所事業（令和4年度の状況把握）

| No. | 事業名          | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 担当            |
|-----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ①   | 子どもの居場所づくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な困りごとを抱えているこどもたちへの、居場所づくりの運営を行い、食事の提供や生活指導・学習支援等をとおして、自己肯定感の向上や将来へのビジョンが持てるよう支援することを目的します。</li> <li>・各地域の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行うNPO等の関係機関と連携、情報共有しながらこどもを居場所につなげるための調整を行い、家庭に関しては経済面や生活力の向上にむけた支援を行います。</li> <li>・事業者へ委託しており、様々な課題を抱えているこども達の対応を行政と連携が必要であるが、意思疎通等において課題がありました。</li> <li>・困難を抱えているこどもの把握、支援方法や居場所のあり方等それぞれのこどもに対する課題は様々であるため、関係機関との連携や情報共有、実態把握が課題となっています。</li> <li>・関係機関との個別ケース会議等の実施回数を増やす等により綿密な連携を図ります。</li> <li>・学習時間の設定や受験生に対しては、勉強をするスペースを確保する等により学習意欲を増加させるよう取り組みます。</li> </ul> <p>(実績)</p> <p>委託事業者：2カ所 居場所開設：3カ所<br/>年間利用者：66名 家庭支援員：4名</p> | 子育て世代包括支援センター |

| No. | 事業名           | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 担当     |
|-----|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ②   | 子どもの居場所運営支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館・児童センター等(5か所)にてこどもの居場所事業を行います。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために閉所した際は、対象家庭への電話連絡や食材配付を実施します。</li> <li>・食事の提供や生活指導、学習支援等を通して自己肯定感の向上や将来へのビジョンを見据えることができるよう支援します。</li> <li>・利用する子の心情を配慮し広く受入をしているため、支援を必要とする子へきちんと支援が届くよう、学校やSSW、家庭支援員等と連携し支援を行います。</li> </ul> <p>(実績)</p> <p>利用者数5,784人、延べ人数14,905人</p>                                                                                       | こども家庭課 |
|     |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石川東山団地集会所にて、こどもの居場所を設置し、食事の提供や生活指導、学習支援等を通して自己肯定感の向上や将来へのビジョンを見据えることができるよう支援します。</li> </ul> <p>(実績)</p> <p>利用者数41人、延べ人数は1,127人(開所日128日)</p>                                                                                                                                                                                                                                           | 維持管理課  |
| ③   | 子どもの居場所重点支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な困りごとを抱えているこどもたちへの居場所づくりの運営を行い、食事の提供や生活指導・学習支援等をとおして、自己肯定感の向上や将来へのビジョンを持てるよう支援することを目的とします。</li> <li>・安全で清潔な居場所において、管理者の監督の下、一般的な居場所では対応が困難な貧困のこども及びその保護者に対し、ソーシャルワーク(こどもと保護者が抱える課題を包括的に理解するアセスメント、社会資源への仲介・調整、支持・援助等)を行うとともに、こどもの状況に応じて、通常の居場所で行っている食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援、就学継続のための支援、キャリア形成等支援活動について手厚い専門的支援を行います。</li> </ul> <p>(実績)</p> <p>委託事業者：2か所 居場所開設：2か所<br/>年間利用者：41名</p> | こども政策課 |

| No. | 事業名            | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 担当                               |
|-----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| ④   | 若者居場所運営支援事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困窮世帯の若者(概ね12歳～18歳)を対象に不登校やひきこもり、非行などの専門的な支援を要する若者などに対してNPO法人が運営する居場所支援事業者へ委託し、学習支援や生活支援、キャリア形成支援等の専門的な支援を行います。</li> <li>・ 居場所事業者と利用者の所属校との連携を強化する必要がある、利用者の所属校へ情報連携などの協力を求めます。</li> </ul> <p>(実績)<br/>令和4年度 49名</p>                                                           | 教育支援センター                         |
| ⑤   | 若年妊産婦の居場所づくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年妊産婦への居場所の提供、妊娠・出産・育児に関する相談支援、生活指導、就学・就職に向けた支援を行います。思春期という成長過程にある身体的・精神的・社会的に未熟な若年妊産婦が居場所を利用することにより支援を通して社会とつながりを持ち、関わりの中で妊娠・出産・育児に必要な知識や生活面での安定を図ります。また、基本的な生活習慣・家事や家計管理の方法を身に付け、就学や就職についての支援を受け自立に向けて取り組みます。</li> </ul> <p>(実績)<br/>利用者数 12 人、利用者の延べ人数 684 人</p>           | 子育て世代包括支援センター                    |
| ⑥   | 貧困対策支援員配置事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行うNPO等の関係機関と連携、情報共有しながらこどもを居場所につなげるための調整を行い、家庭に関しては経済面や生活力の向上にむけた支援を行います。</li> <li>・ 困難を抱えているこどもの把握、支援方法や居場所のあり方等それぞれのこどもに対する課題は様々であるため、関係機関との連携や情報共有、実態把握が課題となっています。</li> <li>・ 関係機関との個別ケース会議等の実施回数の増等により綿密な連携を図ります。</li> </ul> <p>家庭支援員：11名</p> | 子育て世代包括支援センター<br>保護課<br>教育支援センター |

## 4. アンケート調査結果から見るこどもの貧困の状況

### (1) 調査の目的

この調査は、こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、より実効性のある対策を講じる必要があるため、市の状況に応じた「うるま市こどもの貧困対策推進計画」の策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

### (2) 調査の方法

市内在住の1歳児、5歳児、小学1年生、小学5年生、中学2年生、16、17歳のこどもがいる世帯。1歳児、5歳児、小学1年生は保護者のみ、小学5年生、中学2年生、16、17歳はこども及び保護者に調査を実施しました。

### (3) 標本抽出方法及び調査方法

|        | 1歳児          | 5歳児          | 小学1年生           | 小学5年生           | 中学2年生           | 16、17歳       |
|--------|--------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 標本抽出方法 | 無作為抽出        | 無作為抽出        | 悉皆調査※           | 悉皆調査            | 悉皆調査            | 悉皆調査         |
| 調査方法   | 郵送配付<br>郵送回収 | 郵送配付<br>郵送回収 | 学校を通じた<br>配付、回収 | 学校を通じた<br>配付、回収 | 学校を通じた<br>配付、回収 | 郵送配付<br>郵送回収 |

※対象となる方すべてに調査票を発送し調査を実施する

|        | 対象者数   | 有効回収数  | 有効回収率 |
|--------|--------|--------|-------|
| 1歳児    | 1,000人 | 413件   | 41.3% |
| 5歳児    | 1,000人 | 444件   | 44.4% |
| 小学1年生  | 1,457人 | 1,060件 | 72.8% |
| 小学5年生  | 1,436人 | 836件   | 58.2% |
| 中学2年生  | 1,337人 | 758件   | 56.7% |
| 16、17歳 | 1,404人 | 342件   | 24.4% |
| 合計     | 7,634人 | 3,853件 | 50.5% |

### (4) 調査結果の見方

- 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示している。小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- 回答があっても、小数点以下第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、図表には「0.0」と表記しています。
- 図表において、回答選択肢を簡略化して表記している場合があります。

## （５）本市における分析類型

### ①相対的貧困率

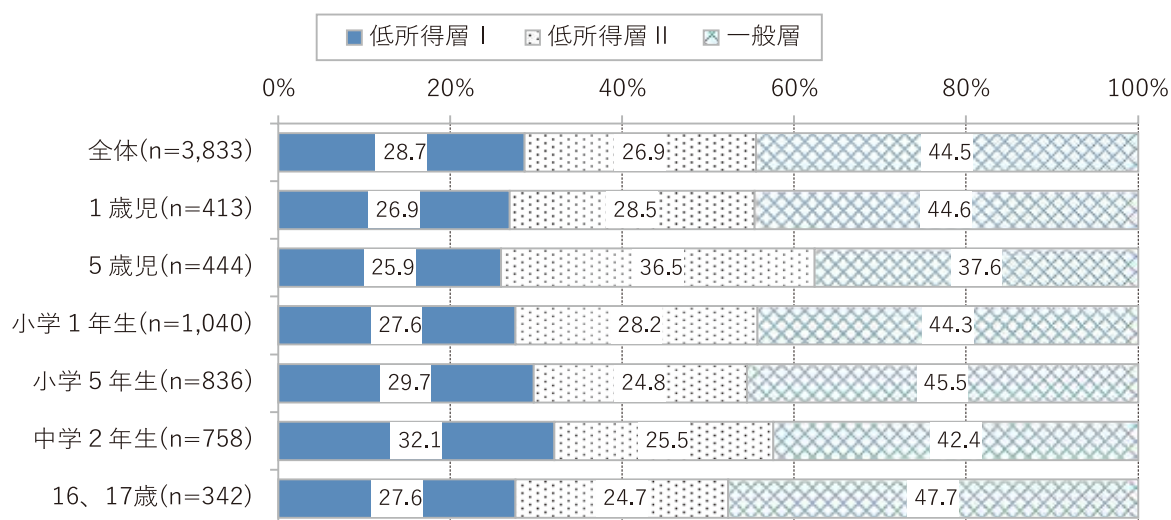
本調査では、経済状況による影響を分析するため、世帯の人数と世帯収入（税金や社会保険料の額を差し引いた手取り収入）から等価可処分所得（世帯の可処分所得（手取り収入）を世帯人数の平方根で割った額）を算出し、世帯の困窮程度を３つの区分に分類しています。

分類にあたっては、厚生労働省の「2019年国民生活基礎調査」における貧困線を基準にしています。国民生活基礎調査では、2019年よりOECD\*の所得定義に基づいた新基準による貧困線も提示しており、新基準では122万円、従来の基準では127万円となります。本調査では、2021年度に実施された沖縄県調査との比較を行えるように、県と同様の基準（127万円）による貧困線をもとに困窮区分を設けることにしました。あわせて、貧困線以上ではあるものの、周辺の世界帯の状況を把握することを目的に、貧困線の1.5倍の年収にあたる190.5万円でも区分を設けています。

※経済協力開発機構のことであり、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関である。

| 区分の名称 | 貧困線をベースにした額                     | 所得 | （参考）4人世帯の場合の年収  |
|-------|---------------------------------|----|-----------------|
| 低所得層Ⅰ | 127万円未満<br>（1.0倍未満）             | 低  | 年収254万円未満       |
| 低所得層Ⅱ | 127万円～190.5万円未満<br>（1.0～1.5倍未満） | ↓  | 年収254万円～381万円未満 |
| 一般層   | 190.5万円以上<br>（1.5倍以上）           | 高  | 年収381万円以上       |

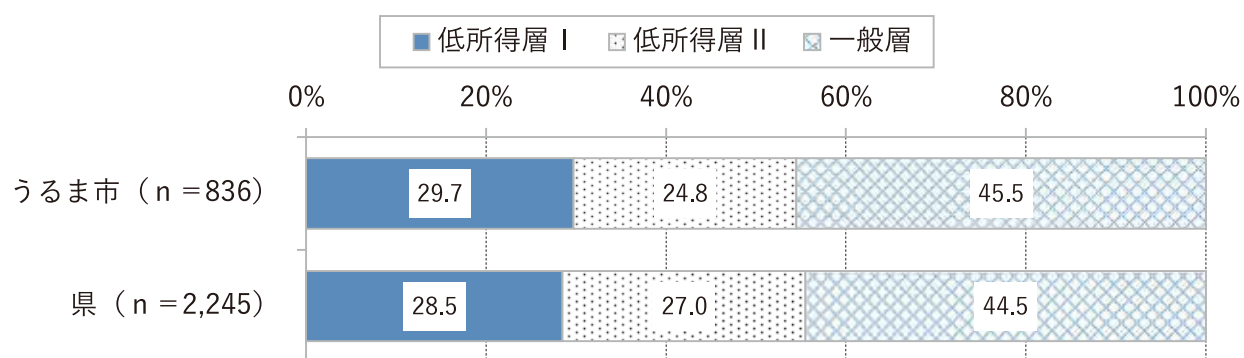
この区分をもとにそれぞれの年齢の状況を見ると、貧困線未満となる低所得層Ⅰは、全体では28.7%、1歳児で26.9%、5歳児で25.9%、小学1年生で27.6%、小学5年生で29.7%、中学2年生で32.1%、16、17歳で27.6%となっています（無回答を除く）。



※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

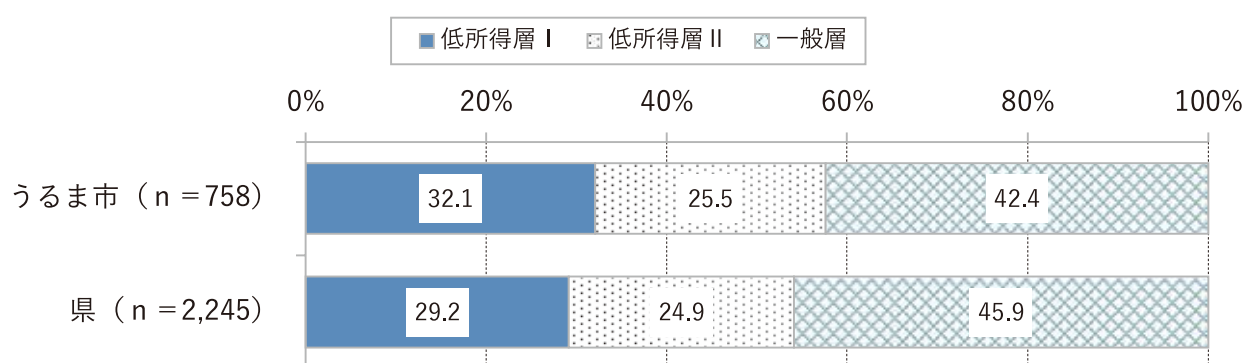
2021年度に実施された沖縄県調査と相対的貧困率を比較すると、低所得層Ⅰでは、小学5年生が1.2ポイント、中学2年生が2.9ポイント、県を上回っています。

《小学5年生》



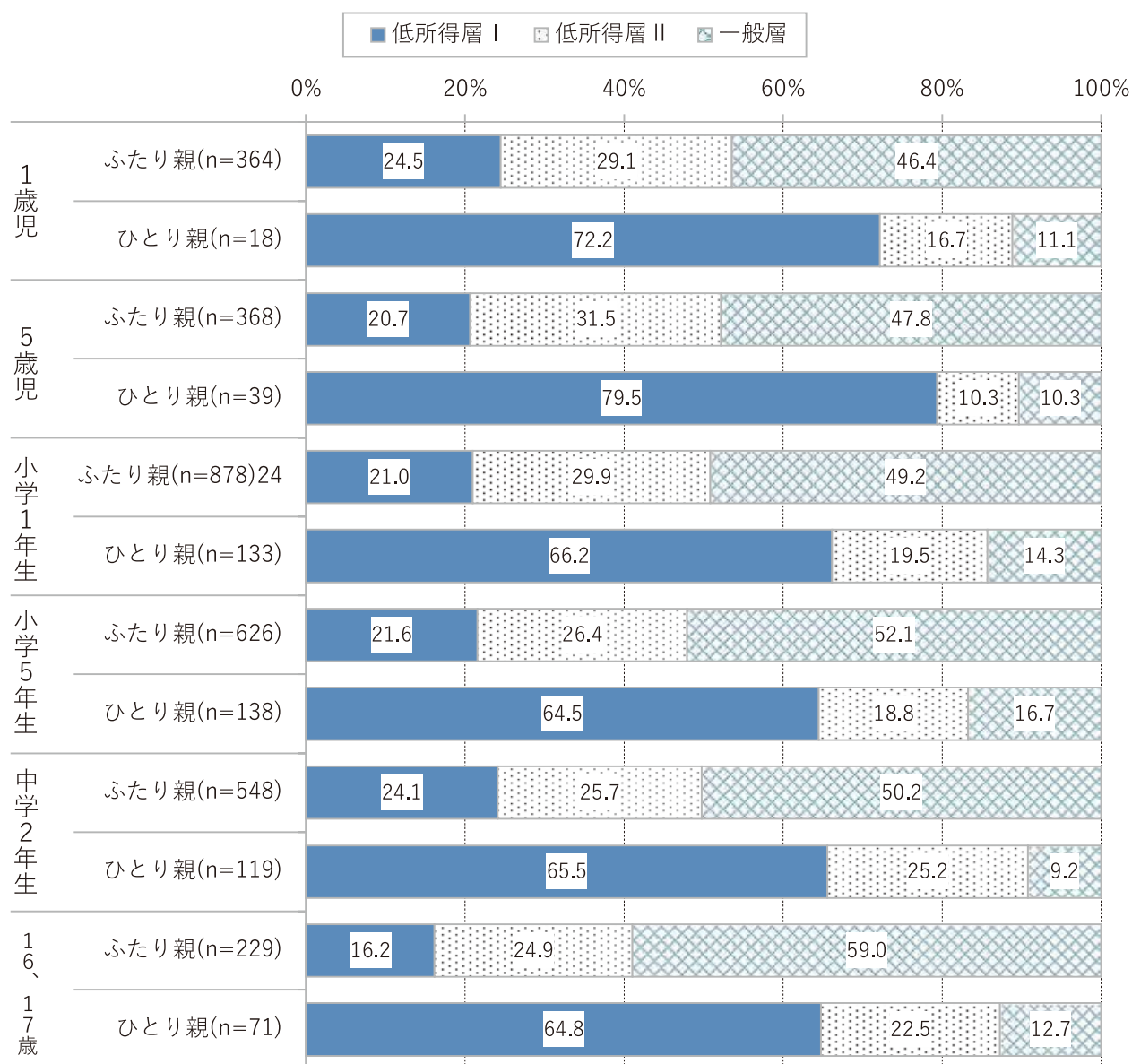
※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

《中学2年生》



※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

また、世帯類型別にみると、全ての年齢において低所得層Ⅰの占める割合は、ふたり親よりもひとり親世帯のほうが高く、それぞれ、ひとり親世帯の過半数を占めています。



※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

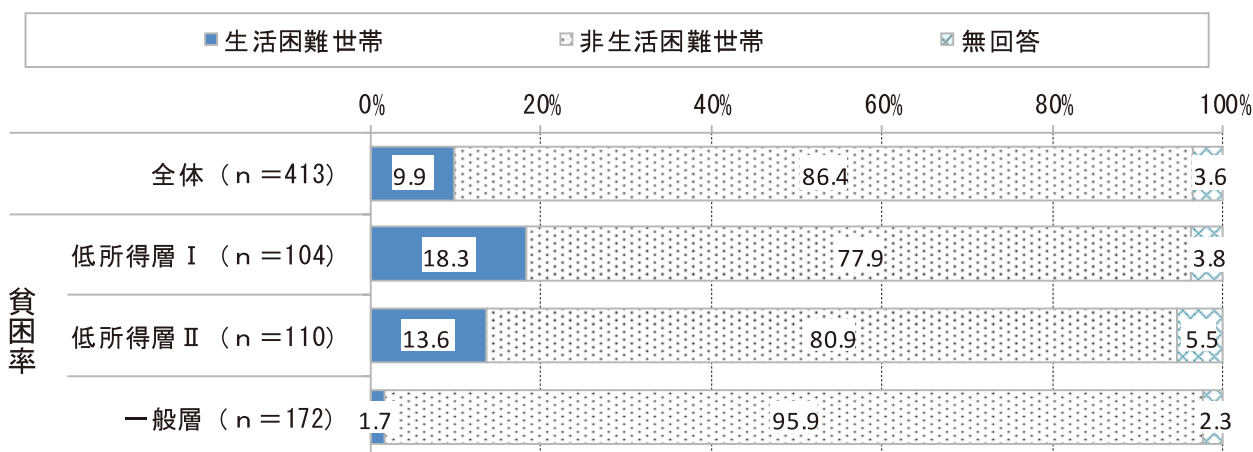
## ②剥奪指標

低所得による経済的困窮だけでは貧困の実態を十分に捉えられるとは限らないため、本市独自の指標として生活困窮の状況について多面的な把握に努めることとしました。

具体的には、過去1年の間で経済的理由により、「電話料金」、「電気料金」、「ガス料金」、「水道料金」、「家賃」、「住宅ローン」、「校納金」、「クレジットカードやほかの借金」の支払いが2つ以上できなかった世帯を「生活困難世帯」と定義し分析軸に加えました。生活困難世帯の現状値は、年齢別全体平均値（1歳児から16～17歳までの各調査結果の平均値）で10.6%となっています。

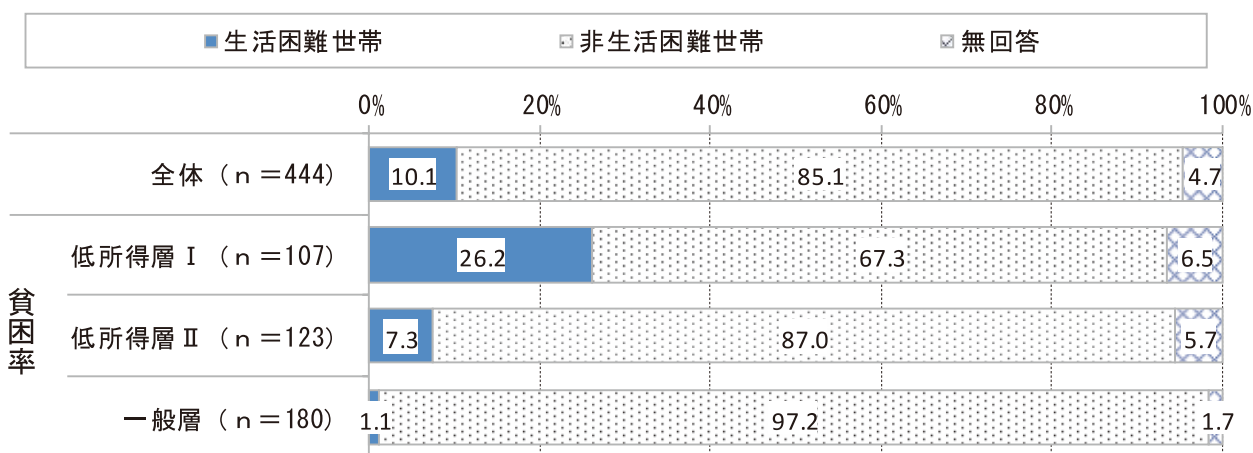
困窮率別に生活困難世帯をみると、すべての年齢で所得が高くなるにつれて生活困難世帯の割合は低くなっているものの、一般層にも少なからず生活困難世帯がいることがわかります。

### 《1歳》



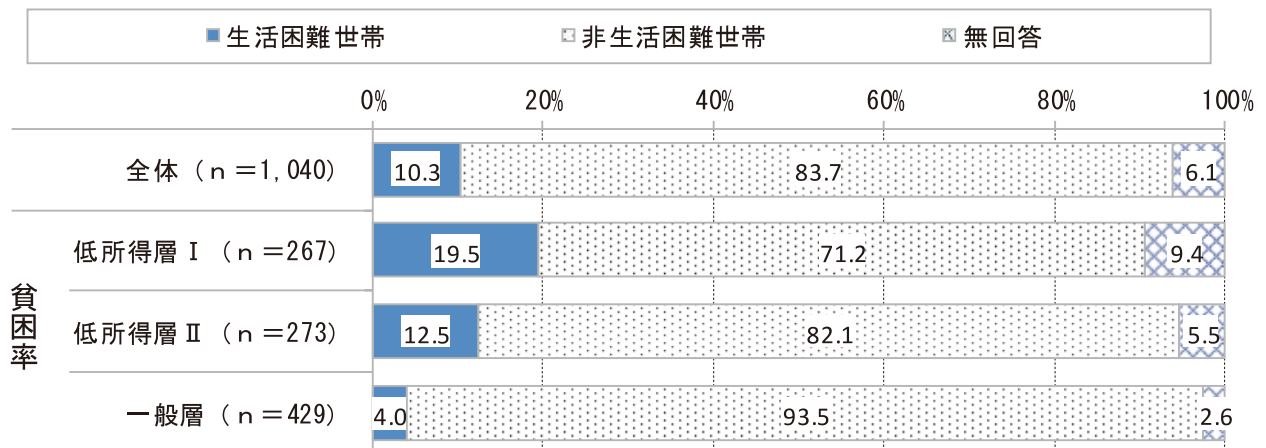
※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

### 《5歳》



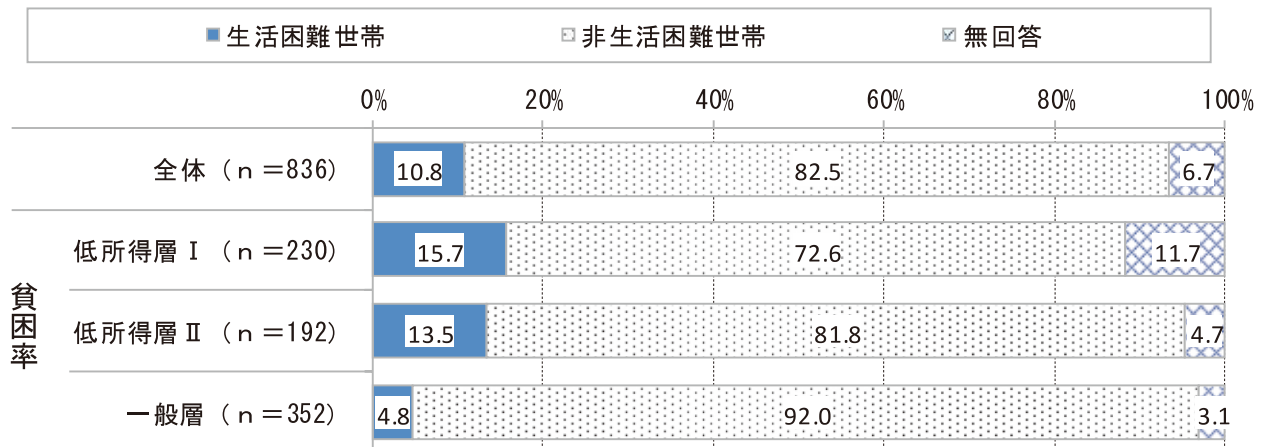
※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

《小学校 1 年生》



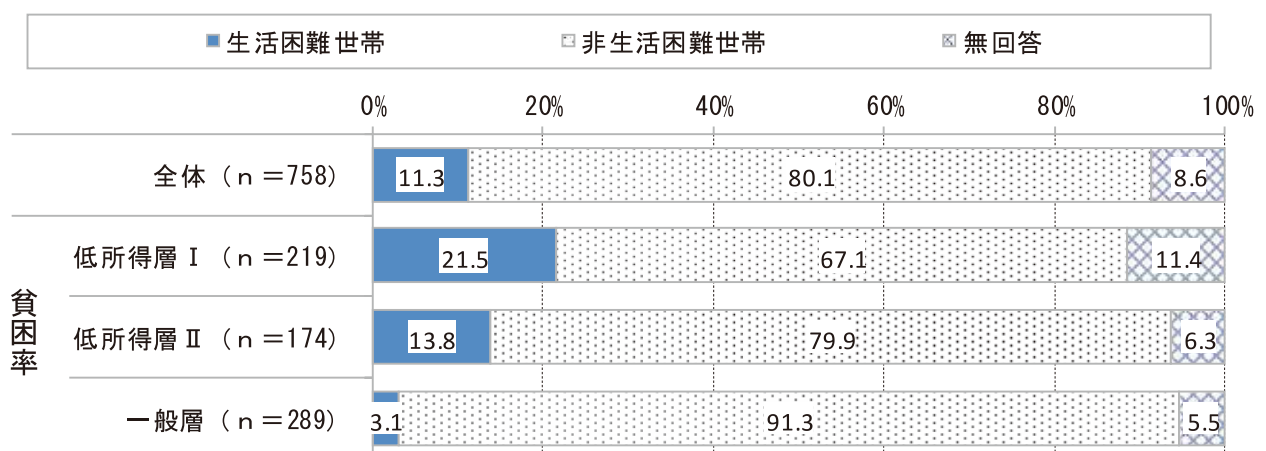
※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

《小学校 5 年生》



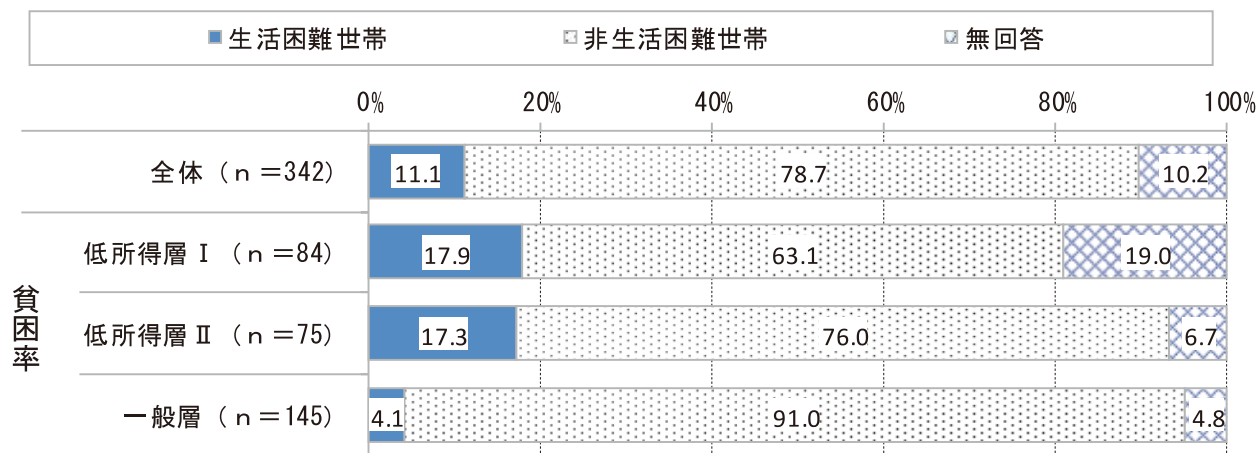
※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

《中学校 2 年生》



※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

《16、17 歳》



※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

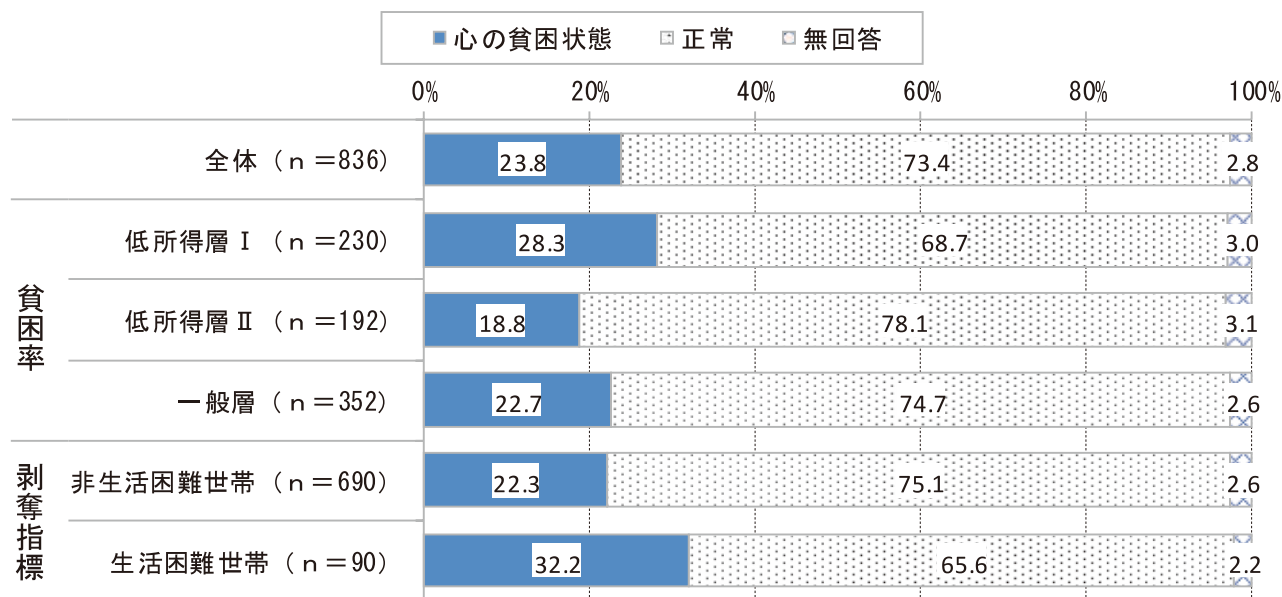
### ③こどもの心の貧困

辛い気持ちでいるこどもは経済的に貧しいこどもばかりではありません。将来に希望を見出だせず、無気力、無関心で自身や他人に思いやりを持てないこどもが希望の光を感じることは難しいでしょう。そのため、本市独自の指標としてこどもの心の状態を把握するように努めることとしました。

具体的には、こどもの「がんばれば、むくわれる」、「自分は家族に大事にされている」、「不安に感じることはない」、「孤独を感じることはない」といった思いや気持ちについて、「そう思わない」または「あまりそう思わない」と2つ以上回答したこどもを「心の貧困状態」と定義し分析軸に加えました。

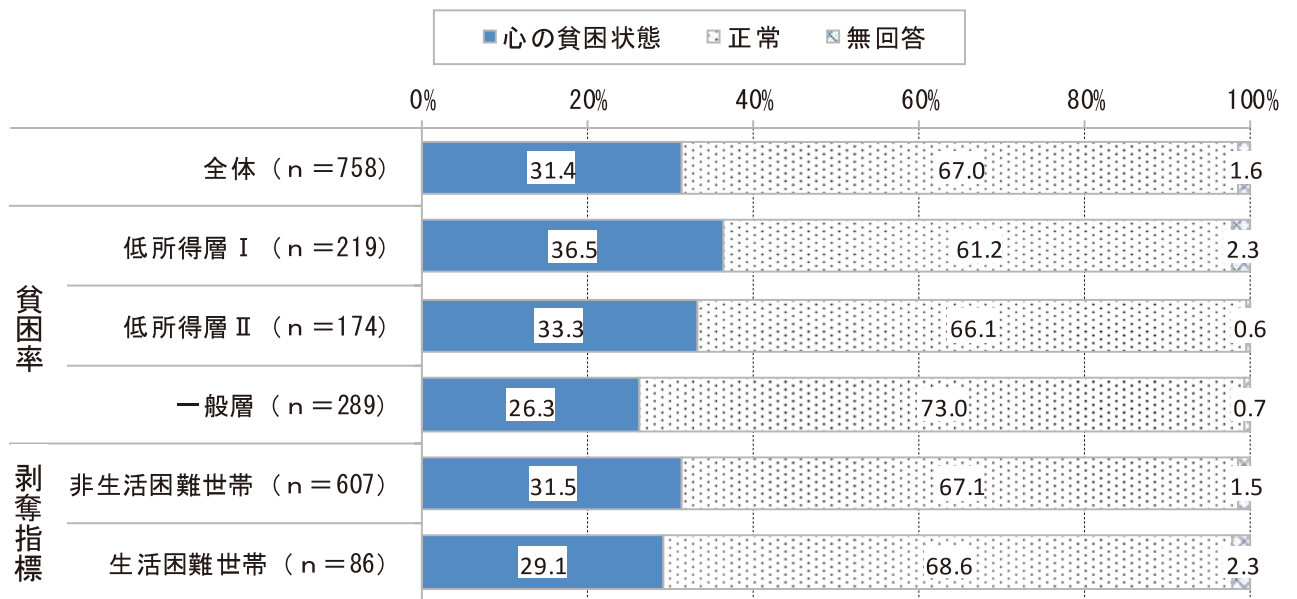
保護者の困窮率、剥奪指標別にみると、小学5年生では、低所得層Ⅰのこどもの心の貧困状態が低所得層Ⅱ及び一般層に比べて割合が高くなっており、剥奪指標をみても生活困難世帯の方がこどもの心の貧困状態の割合が高くなっていますが、一般層においても22.7%のこどもが心の貧困状態となっています。中学2年生では、困窮率は所得が高くなるにつれて、こどもの心の貧困状態の割合が低くなる傾向にあるものの、剥奪指標では、生活困難世帯と非生活困難世帯に大きな差はみられません。また、一般層においても26.3%がこどもの心の貧困状態となっており、その割合は小学5年生と比較すると3.6ポイント高くなっています。

《小学校5年生》



※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

《中学校 2 年生》



※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

## (6) その他の主な調査結果

### ① 1週間の平均的な労働日数（母親）

問 1週間の平均的な労働日数を教えてください。複数のお仕事をしている場合はすべて合わせた日数をお答えください。

《小学校1年生》

| (%)         | 1日  | 2日  | 3日  | 4日   | 5日   | 6日   | 7日  | 無回答 |
|-------------|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|
| ふたり親(n=755) | 0.5 | 1.2 | 4.0 | 12.6 | 61.2 | 11.5 | 1.1 | 7.9 |
| ひとり親(n=117) | 0.0 | 1.7 | 4.3 | 7.7  | 60.7 | 18.8 | 1.7 | 5.1 |

※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

ひとり親の方が「週6」の割合が高くなっています。土日どちらかは働いているということでもあるため、居場所づくりを検討する必要があります。

### ②親の孤独感

問 あなたは、日常生活をしていて、孤独感がありますか。

《小学校1年生》

| (%)         | よく感じる | ときどき感じる | あまり感じない | ほとんど感じない | 無回答 |
|-------------|-------|---------|---------|----------|-----|
| ふたり親(n=878) | 3.8   | 21.3    | 26.7    | 47.7     | 0.6 |
| ひとり親(n=148) | 4.7   | 37.8    | 27.7    | 29.1     | 0.7 |

※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

《小学校5年生》

| (%)         | よく感じる | ときどき感じる | あまり感じない | ほとんど感じない | 無回答 |
|-------------|-------|---------|---------|----------|-----|
| ふたり親(n=671) | 3.4   | 21.9    | 25.6    | 47.7     | 1.3 |
| ひとり親(n=153) | 9.2   | 32.7    | 24.8    | 32.7     | 0.7 |

※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

孤独感を「よく感じる」「ときどき感じる」と回答した人の割合は、ふたり親と比較してひとり親で高い傾向にあります。

### ③習い事等の状況

問 あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。

《小学校 1 年生》

習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる

| (%)         | している | していない、したくない（方針ではない） | していない、経済的にできない | 無回答 |
|-------------|------|---------------------|----------------|-----|
| ふたり親(n=878) | 56.0 | 20.2                | 19.4           | 4.4 |
| ひとり親(n=148) | 46.6 | 13.5                | 36.5           | 3.4 |

※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）

| (%)         | している | していない、したくない（方針ではない） | していない、経済的にできない | 無回答 |
|-------------|------|---------------------|----------------|-----|
| ふたり親(n=878) | 17.2 | 51.4                | 26.0           | 5.5 |
| ひとり親(n=148) | 9.5  | 34.5                | 52.7           | 3.4 |

※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

ひとり親の「していない、経済的にできない」の割合がふたり親と比較して高くなっています。

### ④こどもの進路に対する親の希望（父母の最終学歴別）

問 お子さんの将来の進学についてどのようにお考えですか。

《小学校 5 年生》

| (%) |                  | 中学まで | 高校まで | 専門学校まで | 短大・高専まで | 大学またはそれ以上 | まだわからない | 無回答 |
|-----|------------------|------|------|--------|---------|-----------|---------|-----|
| 母親  | 中学（中学部）(n=52)    | 1.9  | 36.5 | 25.0   | 3.8     | 15.4      | 13.5    | 3.8 |
|     | 高校（高等部）(n=298)   | 2.3  | 35.6 | 13.1   | 3.7     | 23.2      | 20.8    | 1.3 |
|     | 専門学校(n=219)      | 1.8  | 20.5 | 18.7   | 4.1     | 25.1      | 26.9    | 2.7 |
|     | 短大・高専(n=107)     | 0.9  | 14.0 | 16.8   | 3.7     | 45.8      | 18.7    | 0.0 |
|     | 大学またはそれ以上(n=123) | 0.8  | 15.4 | 13.0   | 3.3     | 48.0      | 17.9    | 1.6 |
| 父親  | 中学（中学部）(n=82)    | 2.4  | 39.0 | 14.6   | 6.1     | 23.2      | 13.4    | 1.2 |
|     | 高校（高等部）(n=320)   | 2.2  | 31.6 | 15.3   | 3.1     | 25.3      | 21.3    | 1.3 |
|     | 専門学校(n=151)      | 2.0  | 23.8 | 15.9   | 4.6     | 31.1      | 19.2    | 3.3 |
|     | 短大・高専(n=31)      | 0.0  | 22.6 | 12.9   | 3.2     | 22.6      | 35.5    | 3.2 |
|     | 大学またはそれ以上(n=180) | 1.1  | 11.1 | 15.6   | 3.3     | 45.0      | 22.2    | 1.7 |

※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

《中学校 2 年生》

| （％）    |                  | 中学まで | 高校まで | 専門学校ま<br>で | 短大・高専<br>まで | 大学または<br>それ以上 | まだわから<br>ない | 無回答  |
|--------|------------------|------|------|------------|-------------|---------------|-------------|------|
| 母<br>親 | 中学（中学部）（n=60）    | 3.3  | 43.3 | 11.7       | 1.7         | 10.0          | 16.7        | 13.3 |
|        | 高校（高等部）（n=306）   | 3.3  | 32.4 | 10.5       | 3.9         | 14.1          | 23.2        | 12.7 |
|        | 専門学校（n=173）      | 2.9  | 17.9 | 12.7       | 2.9         | 23.7          | 31.8        | 8.1  |
|        | 短大・高専（n=121）     | 1.7  | 20.7 | 6.6        | 0.8         | 37.2          | 21.5        | 11.6 |
|        | 大学またはそれ以上（n=66）  | 0.0  | 10.6 | 3.0        | 0.0         | 37.9          | 31.8        | 16.7 |
| 父<br>親 | 中学（中学部）（n=96）    | 5.2  | 32.3 | 11.5       | 3.1         | 12.5          | 22.9        | 12.5 |
|        | 高校（高等部）（n=325）   | 2.2  | 30.8 | 11.7       | 1.8         | 18.5          | 24.3        | 10.8 |
|        | 専門学校（n=107）      | 2.8  | 15.9 | 8.4        | 3.7         | 26.2          | 31.8        | 11.2 |
|        | 短大・高専（n=31）      | 3.2  | 22.6 | 12.9       | 0.0         | 19.4          | 22.6        | 19.4 |
|        | 大学またはそれ以上（n=109） | 1.8  | 13.8 | 4.6        | 1.8         | 43.1          | 24.8        | 10.1 |

※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

中学校卒、高校卒の保護者では、こどもの進路に対する希望として「高校まで」と回答した人の割合が高くなっています。

⑤困っていることや悩みごとがあるとき相談できる人

問 あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。

| （％） |              | 親    | 兄弟・姉妹 | 祖父母やおじ、おばなどの親せき | 学校の先生 | 学校の友だち | 学校外の友だち | スクールソーシャルワーカーなど | その他の大人（塾・習い事などの先生、地域の大人など） | ネットで知り合った人 | その他 | だれにも相談できない、相談したくない | 無回答 |
|-----|--------------|------|-------|-----------------|-------|--------|---------|-----------------|----------------------------|------------|-----|--------------------|-----|
| 小5  | 低所得層Ⅰ（n=230） | 74.3 | 23.5  | 17.0            | 34.3  | 58.3   | 11.3    | 1.7             | 3.9                        | 2.6        | —   | 6.1                | 4.8 |
|     | 低所得層Ⅱ（n=192） | 82.8 | 19.3  | 12.0            | 39.6  | 64.6   | 15.1    | 2.6             | 1.6                        | 0.5        | —   | 6.3                | 1.0 |
|     | 一般層（n=352）   | 76.7 | 22.7  | 19.6            | 39.8  | 65.3   | 11.9    | 2.6             | 4.8                        | 0.6        | —   | 6.5                | 3.7 |
| 中2  | 低所得層Ⅰ（n=219） | 60.3 | 18.7  | 9.6             | 19.6  | 59.4   | 11.0    | 3.7             | 1.4                        | 5.0        | 0.5 | 11.9               | 5.0 |
|     | 低所得層Ⅱ（n=174） | 61.5 | 21.3  | 8.6             | 23.6  | 64.4   | 11.5    | 2.9             | 2.9                        | 5.7        | 4.6 | 9.2                | 1.7 |
|     | 一般層（n=289）   | 71.6 | 25.6  | 13.1            | 26.6  | 65.4   | 8.0     | 5.9             | 2.4                        | 4.2        | 1.4 | 5.2                | 2.1 |

※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

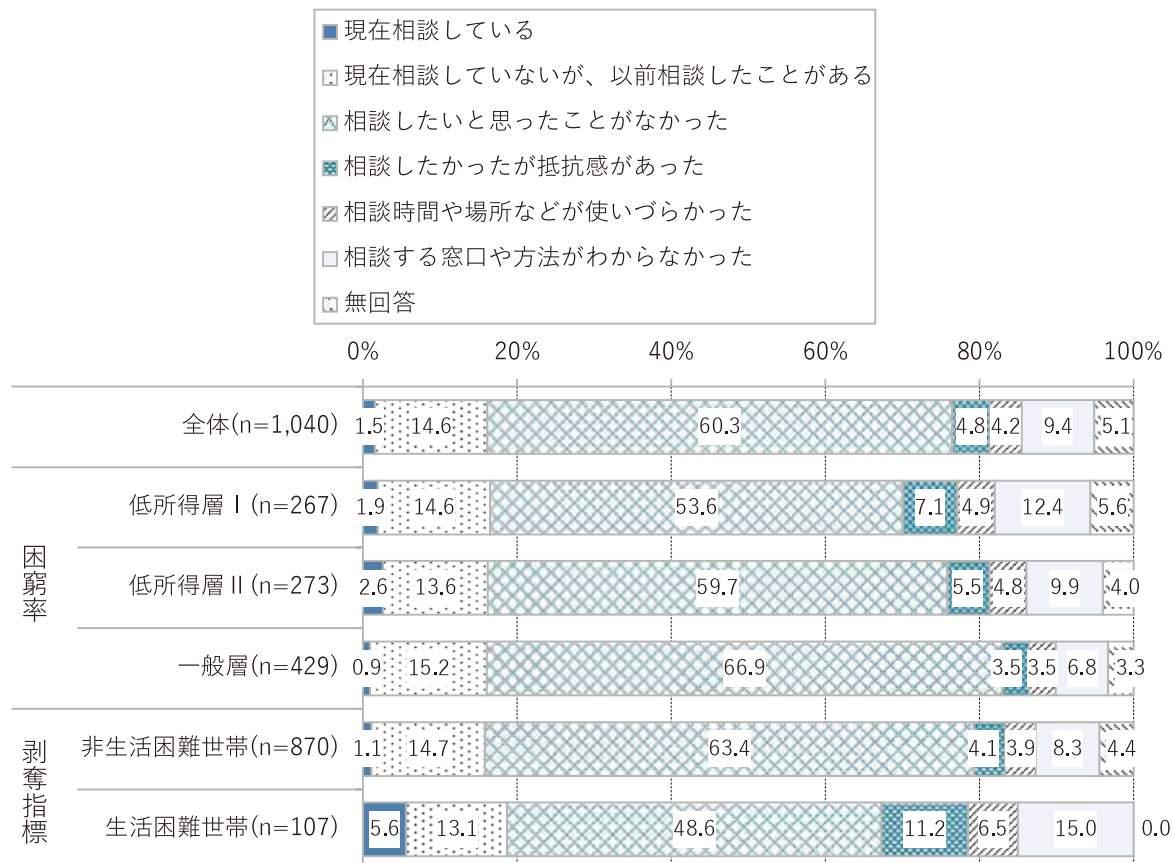
「だれにも相談できない、相談したくない」の割合について、小5では差は見られませんが、中2では一般層と比較して低所得層の方が高くなっています。

## ⑥ 公的機関等に相談した経験と、相談しなかった場合の理由

問 子育てで困ったときに、以下の公的機関等に相談したことがありますか。相談したことが無い場合は、その理由にもっとも近いものに○をつけてください。

地域子育て支援センター

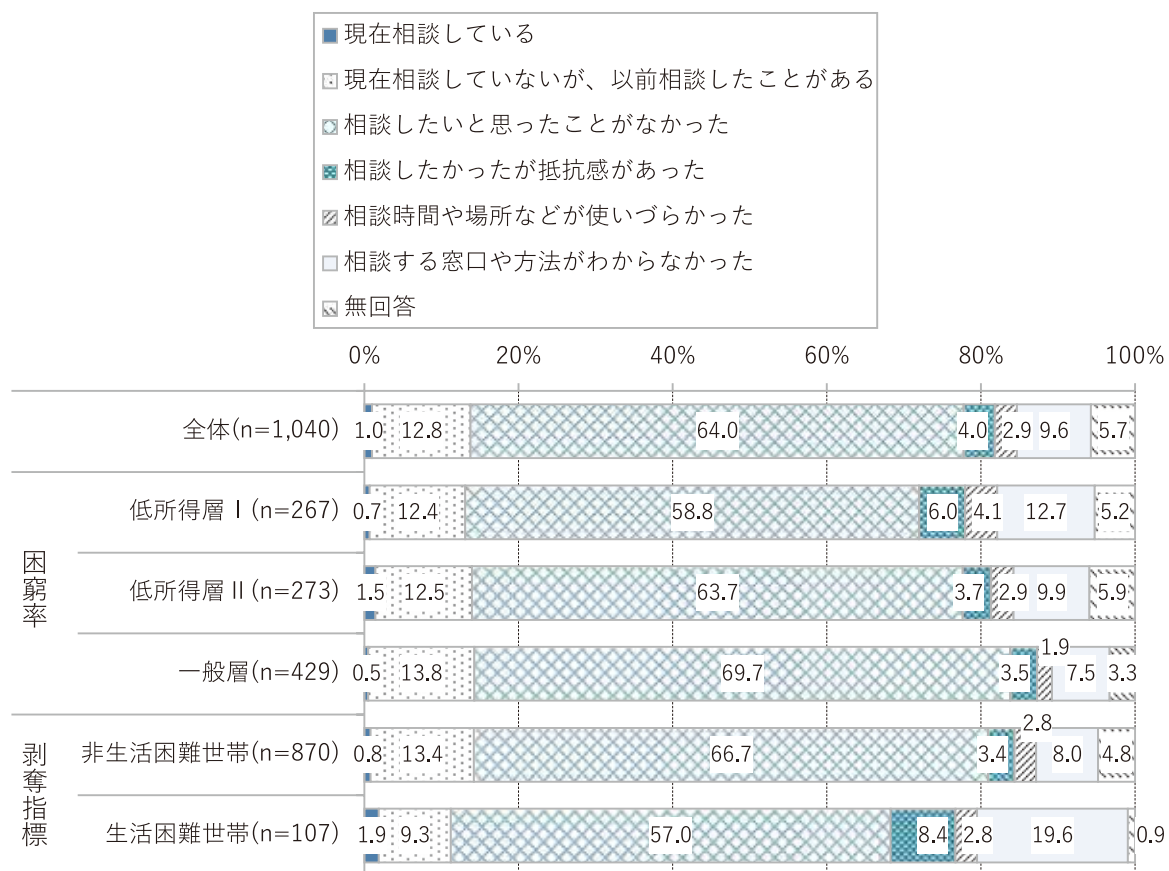
《小学校 1 年生》



※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

保健師

《小学校 1 年生》



※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

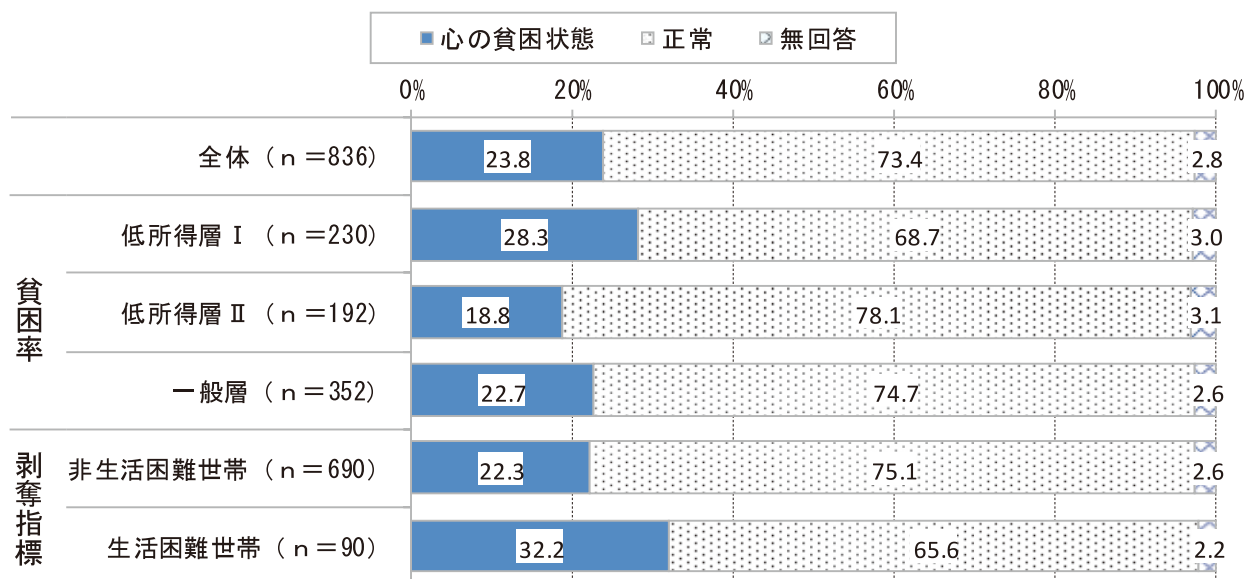
低所得層や生活困難世帯では、一般層や非生活困難世帯と比較して、「相談する窓口や方法がわからなかった」と回答した人の割合が高い傾向にあります。

## ⑦経済的貧困のこどもの心の状態とその対応

(こどもの心の貧困)

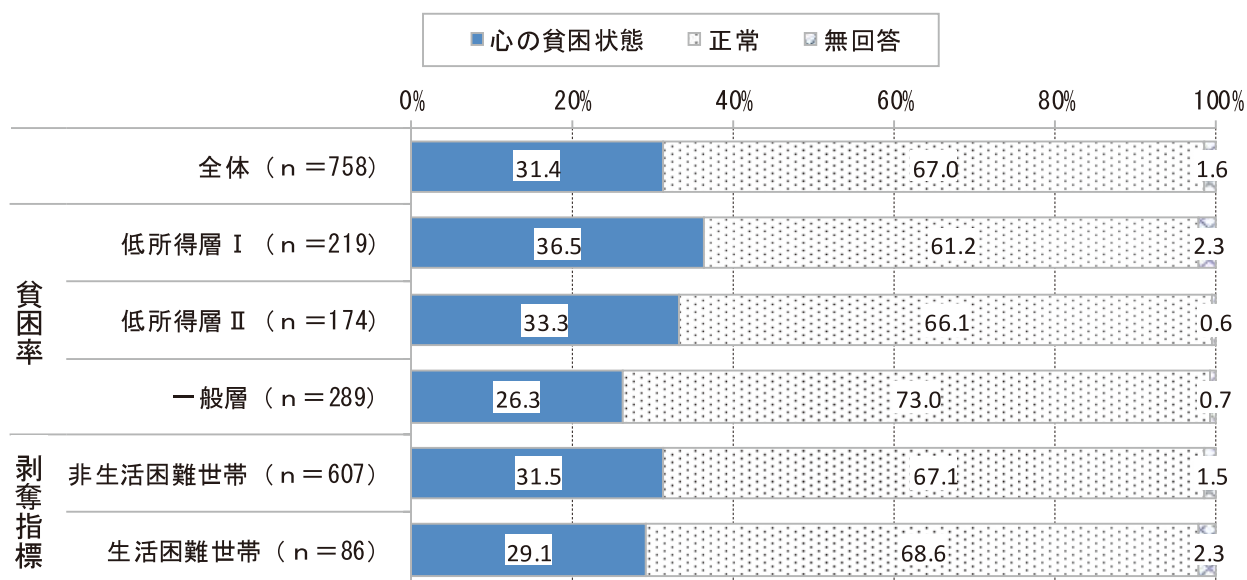
こどもの「がんばれば、むくわれる」、「自分は家族に大事にされている」、「不安に感じることはない」、「孤独を感じることはない」といった思いや気持ちについて、「そう思わない」または「あまりそう思わない」と2つ以上回答したこどもを「心の貧困状態」と定義し分析軸に加えました。

《小学校5年生》



※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

《中学校2年生》

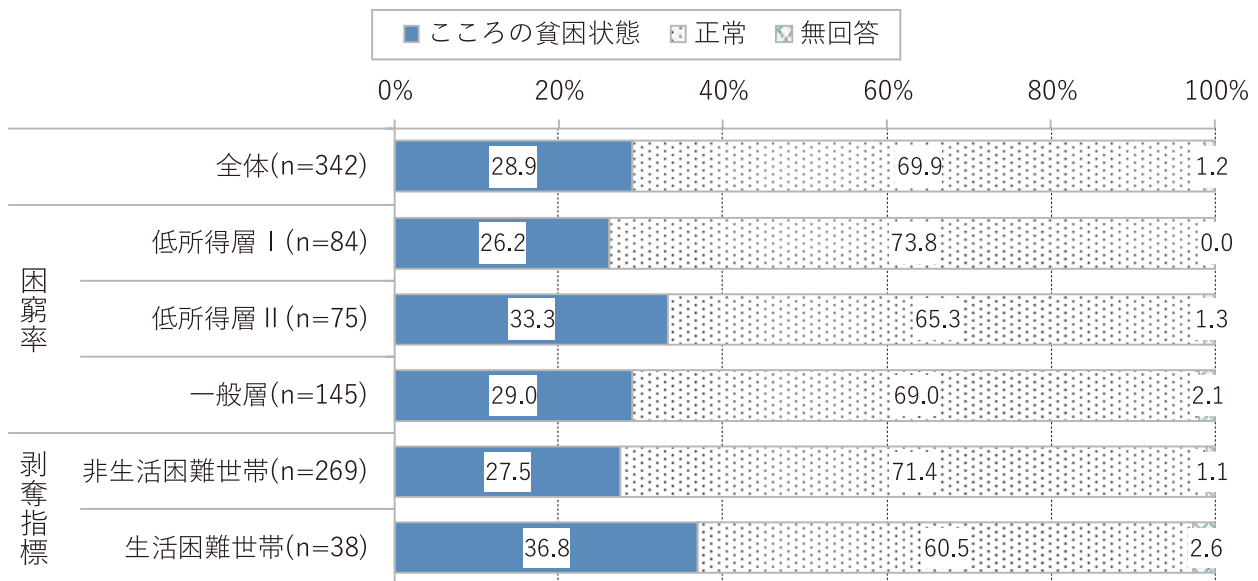


※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

低所得層Ⅰに該当する児童、生徒の方が、一般層と比較して「心の貧困状態」に該当する割合が高い傾向にあります。

## ⑧高校生（16～17 歳）の状況

### 《こころの貧困状態》



※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

低所得層Ⅱに該当する生徒の方が、一般層と比較して「心の貧困状態」に該当する割合が高い傾向にあります。

### 《アルバイトや仕事で稼いだお金の使い方》

| (%)        |                | 家計の足し | フ携帯・オン・代のスマートフォン・スマート | め友だちの費用と遊ぶた | その他  | 無回答 |
|------------|----------------|-------|-----------------------|-------------|------|-----|
| 全体 (n=121) |                | 21.5  | 33.1                  | 71.1        | 32.2 | 1.7 |
| 困窮率        | 低所得層Ⅰ (n=43)   | 25.6  | 41.9                  | 69.8        | 34.9 | 0.0 |
|            | 低所得層Ⅱ (n=26)   | 26.9  | 42.3                  | 76.9        | 26.9 | 7.7 |
|            | 一般層 (n=38)     | 10.5  | 18.4                  | 68.4        | 34.2 | 0.0 |
| 剥奪指標       | 非生活困難世帯 (n=86) | 22.1  | 32.6                  | 70.9        | 32.6 | 1.2 |
|            | 生活困難世帯 (n=20)  | 25.0  | 45.0                  | 75.0        | 30.0 | 5.0 |

※無回答を除いた集計結果を掲載しています。

「友だちと遊ぶための費用」と回答した生徒の割合が圧倒的に高くなっていますが、低所得層Ⅰ、低所得層Ⅱに該当する生徒の方が、一般層と比較して「家計の足し」と回答した割合が高い傾向にあります。